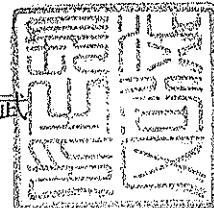




渋都基基収第1号
平成19年5月8日

国土交通省道路局長殿

渋谷区長 桑原 敏武



中期的な計画作成にあたっての意見について(提出)

平成19年4月2日付・国道企発第114号で、国土交通省道路局長から依頼のありましたこのことについて、下記のとおり提出いたします。

記

1 はじめに(渋谷都市再生について)

渋谷駅周辺地域では、地下鉄副都心線の開業(平成20年6月)、副都心線と東横線の相互直通運転(平成24年度)を契機として、民間事業者等の再開発機運が高まっています。現在、渋谷駅周辺地域では、①渋谷駅街区の開発、②東急文化会館跡地開発、③東横線ホーム跡地開発、④渋谷駅桜丘口地区市街地再開発事業等の動きがあり、駅施設及び周辺の都市基盤整備・更新とともに、開発の連鎖による総合的なまちづくりが促進されることを、区は期待しています。

とりわけ、増改築を繰り返し、老朽化しわかりづらく且つバリアフリー対応もされていない渋谷駅とそれに直結する区域(駅街区)の都市基盤整備について、安全・安心のまちづくりの視点からも急務となっています。また、民間活力の活用を基本とした開発の連鎖によるまちづくりの推進を行うべく、平成17年12月に、都市再生特別措置法に基づき、「渋谷駅周辺地域約139ha」は都市再生緊急整備地域に政令で指定されました。

都市再生整備地域に指定されたことを踏まえ、渋谷再生の核となる駅の改良や東西駅前広場の整備等の駅周辺に係る「駅街区」の都市基盤の整備については、公共的色彩が色濃いため、行政、学識経験者及び鉄道事業者等で構成される「渋谷駅街区基盤整備検討委員会(森地茂座長)」を設置し、駅街区の整備手法や事業スキーム等について、現在、検討を行っているところです。

駅街区の基盤整備は、交通結節機能の強化と土地利用の増進を目的とし、公共施設と建築物との一体的な整備で、限られた空間に多様な都市機能の集積を求め、官民の役割分担を踏まえての事業推進を想定しております。

2 渋谷都市再生に関わる渋谷区の考え方について

鉄道約 230 万人・バス約 10 万人の利用者を擁する高度交通結節点の渋谷再生にあたり、道路財源を原資とする国道直轄事業、街路事業等の活用は渋谷都市再生に必要不可欠なものであり、これらを渋谷都市再生にどう活用していくかが、21世紀の「渋谷」の帰趨を決定するものと考えています。

また、東京都が平成 18 年 12 月にまとめた「東京都の道路中期計画(案)」では、『10 年後の成熟都市「東京」を創造し次の世代へ』というテーマの基に、都市の魅力を高める交通拠点の形成として、「渋谷駅」について、①交通結節機能強化に向けた駅施設や周辺都市基盤の再編、②都市基盤施設(国道、駅前広場、駅施設等)の再編整備に向け総合的なまちづくりを推進していくにあたり、真に必要な道路施策を求め、国の「中期計画」での位置付けが必要と結んでいます。

そこで、以下の事項について、意見として申し上げます。

- (1) 渋谷の都市再生に関わる駅街区の都市基盤整備は、「渋谷駅街区基盤整備検討委員会」で整備の方向性や事業スキーム等が検討・合意されていくことになりますが、地元区の立場として、「渋谷駅街区基盤整備検討委員会」で合意された事項については、<渋谷都市再生事業への活用>として「中期計画」の中へ、「最重点・最優先」事業として位置づけられ、やはり<渋谷都市再生事業への活用>として「中期計画」の中へ重点課題として位置づけられることを要望いたします。
- (2) 駅街区に隣接する「桜丘口地区市街地再開発事業」では、渋谷駅とのアクセスについて、歩行者回遊機能の拡充という観点で、都市基盤の整備が強く求められています。こうした課題の解決にあたっても、国道直轄事業等での整備が重要と位置づけられ、やはり<渋谷都市再生事業への活用>として「中期計画」の中へ重点課題として位置づけられることを要望いたします。
- (3) 道路財源を活用した「道路政策」の範囲を、「交通政策」更には「都市基盤整備」へと積極的に拡充されることを切に要望いたします。例えば、歩行者回遊性の円滑化を踏まえ、駅街区と隣接する街区とをつなぐ「デッキ」や「縦シャフト」等の整備、歩行者と自動車のあり方を基本とした「駐車施設/二輪車駐車場の整備」等について、「交通政策を踏まえた都市基盤の充実」という視点に立ち、現行の補助金事業と併用でき得るスキームを可能とするなど、財源活用にあたり「渋谷ルール/高度交通結節点ルール策定」の方途を強く要望する次第であります。
- (4) 都市再生特別措置法等の立法趣旨を踏まえ、都市再生等について必要な

「地域」に計画的・重点的に投入されるべきものとの立場に立ち、道路財源は有効に配分されていくべきものと考えます。そのためにも、「中期計画」策定にあたりましては、事業を一つ一つ検証・精査・選択し、プライオリティの高いものから事業を行うなど、事業推進にあたっての「指針」の確立も強く要望いたします。

3 渋谷区を取り巻く、一般的な道路整備の現状及び課題について

渋谷区においては、緊急を要する「渋谷都市再生」に関わる都市基盤の整備とともに、既存の道路及び橋梁等道路施設の再生と保全、バリアフリー化の促進や震災対策を踏まえた安全・安心・快適なまちづくり、新舗装技術の活用等ヒートアイランド現象対策や緑化推進を基本とする環境対策等の道路行政の推進が課題となります。

そして、その実現にあたり、都市部とりわけ「副都心域」を抱える自治体の特殊性として、①用地費が高価なこと、②工事条件が複雑なこと、③都市景観の向上を踏まえて整備レベルが高いこと、等を理由として全体の整備コストが高くなる傾向にあります。そこで「中期計画」の策定にあたりましては、都心部の特殊事情を踏まえた上で、補助率の拡大や補助メニューの柔軟な対応等に議論されることを強く要望いたします。

担当 渋谷区都市基盤整備調整担当部 基盤整備調整担当
副参事 服部秀敏 電話 03-3463-1211(内線 2791)